

赤穂市立学校給食センター職員の被服貸与に関する規程をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

赤穂市教育委員会

赤穂市教育委員会訓令甲第 3 号

赤穂市立学校給食センター職員の被服貸与に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、赤穂市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）に勤務する常勤職員及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）に対して被服を共用貸与し、もって服装をせい整し、公務の円滑な推進遂行を図ることを目的とする。

(被服貸与職員及び被服の品目等)

第 2 条 被服を貸与する職員並びに被服の品目、員数、支給期日、保存期間、地質及び制式は、別表のとおりとする。

2 前条の規定にかかわらず、調理着（ズボン）、調理帽及び調理靴は、職員個別に貸与する。

3 学校給食センター所長（以下「所長」という。）は、職員の業務に応じて被服の員数を変更することができる。

(保存期間を満了した被服の廃棄等)

第 3 条 所長は、保存期間を満了した被服であっても使用に堪えるものは使用するものとし、汚損等により清潔が確保できないと認められるものは廃棄するものとする。

(保存期間の計算)

第 4 条 貸与された被服（以下「貸与被服」という。）の保存期間は、当該被服の保存期間における最後の着用期間が終了すると同時に終わるものとする。

(被服の着用)

第 5 条 職員は、公務に従事する場合においては、必ず貸与被服を着用するものとし、公務に従事しない場合においては、これを着用してはならない。

(着用期)

第 6 条 貸与被服の着用期は、季節により区分する必要のないものを除き、次の各号に掲げる季節の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、気候の寒暖等により、適宜これを変更することができる。

(1) 夏用 6月1日から9月30日まで

(2) 冬用 10月1日から翌年5月31日まで

(被服の管理等)

第7条 職員は、貸与被服を常に善良な管理のもとに清潔な状態において使用及び保管し、汚損又は紛失しないよう留意しなければならない。

2 貸与被服の簡易な補修は、当該被服の貸与を受けた職員の負担とする。

(賠償及び再貸与)

第8条 職員は、貸与被服を過失、故意若しくは怠慢により亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

2 前項の場合、所長は、その代価を賠償させて再貸与するものとする。

(引換え)

第9条 保存期間内において、職務上特に被服の清潔を確保する必要があるとき、又は自然破損が著しく修理不能で使用に堪えがたい場合は、所長の検認を得て引換えを請求することができる。

(貸与被服の取扱い)

第10条 所長が必要と認めるときは、被服の保存期間を伸縮し、又は現品を返納させ、あるいは貸与しないことができるものとし、学校給食センター所長代理に貸与被服の使用状況を監督させる。

第11条 所長は、資材、その他やむを得ない事情があるとき、又は必要と認めるときは、被服の品質及び形状並びに貸与の方法を変更することができる。

第12条 勤務日及び勤務時間等勤務の態容が職員とほぼ同様であるその他の職員で、所長が被服を貸与することを適当と認めるときは、第1条の規定にかかわらず、この規程による被服を貸与することができる。

付 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与職員	被服の品目		員数	支給期 日	保存 期間	地質	制式
運転手・ 作業員	調理 着	上着	2	任用時	1年	ポリエステル	長袖 異物混入防止 仕様
		ズボン	2	任用時	1年	白色ポリエステル	フリース仕様
	調理帽		2	任用時	1年	ポリエステル	ケープ付
	前掛		1	任用時	1年	綿・化学繊維混紡	ノーポケット
	調理靴		3	任用時	1年	人工皮革	耐滑
	作業服 上着	夏	2	任用時	1年	モスグリーン 綿・化学繊維混紡	長袖シャツ型 左胸部に「赤 穂市」とつけ る。
		冬	1	任用時	1年	薄茶色 化学繊維	長袖ジャンパ ー型 左胸部に「赤 穂市」とつけ る。
	作業ズ ボン	夏	2	任用時	1年	モスグリーン 綿・化学繊維混紡	普通
		冬	1	任用時	1年	薄茶色 化学繊維	
調理員・ 栄養士	調理 着	上着	2	任用時	1年	ポリエステル	長袖 異物混入防止 仕様
		ズボン	2	任用時	1年	白色ポリエステル	フリース仕様
	調理帽		2	任用時	1年	ポリエステル	ケープ付
	前掛		1	任用時	1年	綿・化学繊維混紡	ノーポケット
	調理靴		3	任用時	1年	人工皮革	耐滑

赤穂市立学校給食センター職員の被服貸与に関する規程の制定

1. 制定理由

現行の被服は、現学校給食センターにおいて、温湿度管理や空調設備等施設環境の課題があり、調理業務の効率や職員の体調管理（熱中症等）を考慮したものとしている。

令和7年9月から供用開始となる新学校給食センターは、ドライシステムを採用した作業環境が確保されており、より高度な衛生管理に対応するため、着用を見合わせていた上着の導入や異物混入等の対策が可能な被服を選定している。

また、貸与の方法も被服の品目により個人または共用使用するものに区分し、衛生管理の観点から被服は全て施設内で洗濯・乾燥・消毒保管することとしており、今後の使用や管理方法等が、現行の赤穂市職員の被服貸与に関する規則（昭和35年規則第7号）に合わないことから、赤穂市立学校給食センター職員の被服貸与に関する規程を制定する。

なお、赤穂市職員の被服貸与に関する規則の別表中、学校給食センター関係部分を削除する規則の改正については、関係部局と調整する。

2. 被服の着用

人や食材の交差汚染を防止する観点から、衛生管理区域や作業区分に応じて、色分けした被服やエプロンを着用する（被服・靴の用途と色分けは別紙「被服・シューズマニュアル」を参照）。

上着、作業靴、エプロンは衛生管理区域、担当調理に応じた色のものを着用することから、規程において色指定はしない。

○導入被服等

- ・上処理・下処理用調理着（ブルゾン） 【共用】
- ・上処理・下処理共通調理着（パンツ）
- ・帽子（ケープ付・眼鏡差し付・マスク留め付）
- ・上処理・下処理・洗浄用作業靴
- ・エプロン（布） 【共用】

3. 管理・貸与方法等について

更新数量の削減に取り組むため、現行の個人貸与ではなく職員共用品とするが、作業靴は現状のとおり個人貸与とする。被服の洗濯・乾燥・消毒保管は学校給食センター内にて実施する。

上記の被服以外の使用品（長靴、手袋、インナーキャップ（モブキャップ）等）は、日常的に使用する消耗品として対応するため、被服の貸与には含めない。

なお、員数や保存期間については、衛生管理の観点から、一定の清潔性を確保するために必要な対応を講じることとする。

<参考：被服等の管理方法>

区分	現行			変更後		
	識別	管理	洗濯等	識別	管理	洗濯等
上着	なし	個人	持ち帰り、各自洗濯	番号	共用①	センター内で洗濯・乾燥・消毒保管
ズボン	なし	個人		番号	共用②	
帽子	個人名	個人		番号	共用②	
エプロン	ー	共用	センター内で洗濯・乾燥・消毒保管	ー	共用	
作業靴	個人名	個人	センター内で洗浄	番号	共用②	センター内で洗浄

* 共用①：番号で管理するが、調理従事者が共用被服として着用する。

共用②：肌に触れる面積が大きい被服及び作業靴は番号で管理し、「●番は■調理員（作業員）」という管理により貸与する。